

かんぽ生命の新規業務（学資保険の改定）に関する生保労連の意見

生保労連では、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

また、かんぽ生命の新規業務の取扱いが「認可制」から「届出制」に移行するにあたり、公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩し的に業務範囲の拡大・新規業務の取扱いがなされること等に対し、再三にわたり民業圧迫を招きかねないとの懸念を申し述べて参りました。

しかしながら、「届出制」への移行を契機に、「医療特約の改定等」「契約更新制度の導入等」といった新規業務の取扱いが矢継ぎ早になされ、さらに、2022年12月8日にかんぽ生命より「学資保険の改定」を内容とする新規業務について届出がなされたことについて、これまでに申し述べてきた懸念が現実のものになっているのではないかと強く危惧しております。

こうした中、今般の新規業務の取扱いに対し、貴委員会として調査審議を実施し、意見聴取を行う判断がなされた点については、生保労連がこれまでに申し述べてきた内容が一定考慮されたものとして受け止めております。

かかる認識の下、今般の具体的な改定内容を見ますと、保険料率の引下げによる戻り率の改善等が企図されており、かんぽ生命が学資保険の販売シェアを大きく伸ばし、他の民間生命保険会社との競争関係に大きな影響を与えた2014年の改定内容と同様の趣旨のものであると受け止めています（別紙参照）。

郵政民営化法では、「日本郵政株式会社が保有するかんぽ生命の株式について、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」することとされていますが、日本郵政株式会社のかんぽ生命株式保有割合が、郵政民営化法上で「届出制」移行にあたり規定された50%をкаろうじて下回る49.9%となったのは2021年6月9日であり、その後、株式売却は一向に進まないどころか、今後の株式完全売却への明確な道筋さえ未だ示されておりません。こうした状況下において、経営の自由度のみが増し、新規業務の取扱いが行われることになれば、民業圧迫を招くことは明らかであり、ひいては、民間生保会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。

生保労連としては、先ずもって民間生命保険会社との公平・公正な競争条件の確保に向けて、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた道筋が早期に示され、着実に実行されることを強く要望いたします。

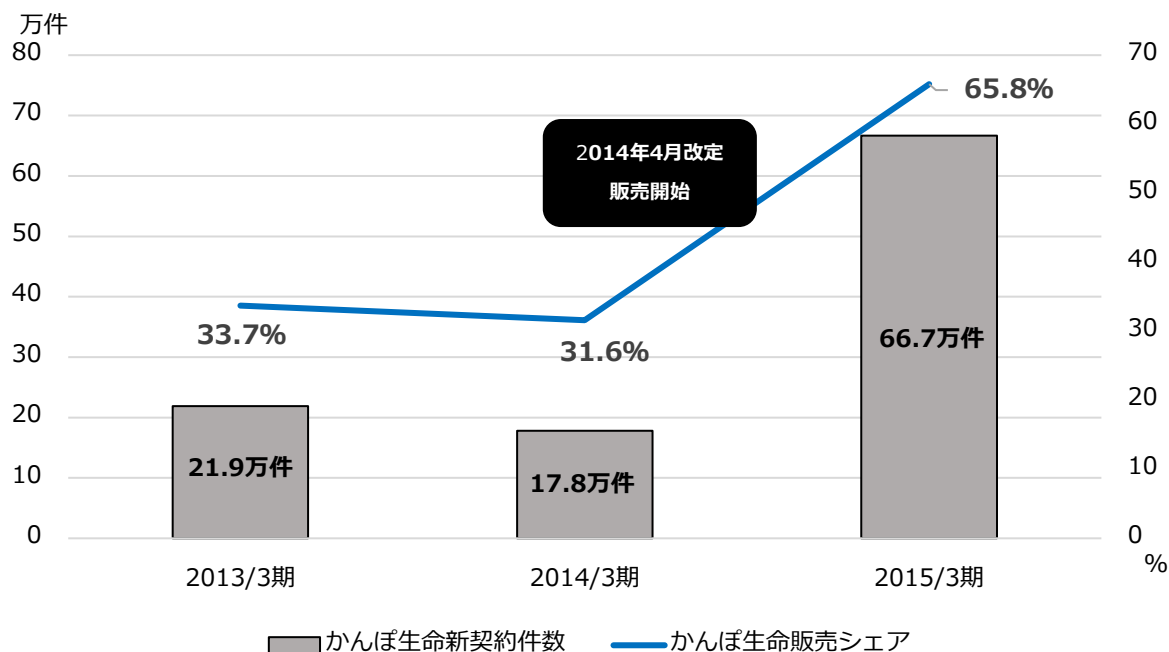
貴委員会におかれましては、調査審議にあたって、生保労連がこれまでに申し述べてきた危惧・懸念等を十二分に考慮の上、民間生命保険会社で働く者の意見も十分に踏まえ、新規業務に係る配慮義務を履行する公平・中立な第三者の立場から適切な判断がなされるよう改めて要望いたします。

また、今後、仮に今般届出がなされた「学資保険の改定」を取り扱う際においては、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に配慮の上、販売状況等の継続的な調査・検証等を実施するよう要望いたします。

2014年改定時における学資保険の販売件数・シェアの推移

- かんぽ生命が2014年4月に学資保険を改定した際、他の民間生保各社がかんぽ商品と同等の商品改定を行う中、販売件数を大きく進展させ、**圧倒的な販売シェアを獲得した**。その背景には、**依然として存在しているかんぽ生命に対する国民・消費者の根強い信頼感、ブランド力がある**ことがうかがえる。
- 日本郵政が保有するかんぽ生命株式が約半分（49.9%）となったとはいえ、引き続き間接的な政府関与が存在する中で**今般の改定が行われることとなれば、2014年改定時と同様の状況が十分に起こり得る**ものと強く懸念している。

学資保険の販売件数・シェアの推移（2014年改定時）



2014年4月改定の内容

- ・被保険者の死亡保障を薄くすることにより保険料を低価格化
- ・受取総額が払込保険料総額を上回る返戻率の実現

今般届出がなされた改定の内容

- ・保険料払込期間を短く設定し、保険料払込済年齢を10歳とする契約種類を新設
- ・保険料率の引き下げを行い、受取総額が払込保険料総額を上回る返戻率の実現